

塩釜商工会議所 ウェブページバナー広告 表現ガイドライン

【 趣旨 】

第1条

このガイドラインは、塩釜 CCI ウェブページ（トップページ）に会員企業のパナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、塩釜 CCI ウェブページ広告掲載取扱規程に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

【 禁止表現 】

第2条

次のいずれかの表現を含んだバナー広告は、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) チェックボタン
- (5) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (6) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）、リストボックス

【 GIFアニメの禁止 】

第3条

GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする。

【 塩釜 CCI ウェブページとの区別 】

第4条

次の表現については、ユーザーが塩釜 CCI ウェブページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 塩釜 CCI ウェブページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「金融相談」など塩釜 CCI を連想させる分野において一般的な表現を用いるなどユーザーが塩釜 CCI の事業であると誤解しやすいもの。
- (3) 「商工会議所」、「塩釜 CCI」「商議所」といった、ユーザーが商工会議所及び塩釜 CCI を連想させる言葉を使用するもの。

【 色調 】

第5条

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

【 解像度 】

第6条

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行ない、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

1. 本規程は、平成29年4月1日から施行する。